

宮崎市緑の募金緑化事業（シンボルツリー植栽）交付要領

平成 18 年 4 月 1 日
宮崎市みどり推進会議

（趣 旨）

第 1 条 宮崎市みどり推進会議（以下「推進会議」という。）は、緑化事業の推進を図るため、緑化事業（以下「事業」という。）を実施する団体等（以下「実施団体」という。）に対し、地域のシンボルとなる樹木の植栽に係る事業費を交付するものとし、その交付については、この要領の定めるところによる。

（交付金額等）

第 2 条 植栽費を含む全額を交付する。ただし、交付する内容については、1 事業につき予算の範囲内において、原則として交付金額は 30 万円以内、植栽本数は 1 本とする。

（事業の申請）

第 3 条 実施団体は、シンボルツリー植栽事業申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、推進会議に提出するものとする。

- （1）位置図
- （2）事業計画図
- （3）土地所有者又は管理者の承諾を証する書面の写し
- （4）その他必要と思われる書類（見積書等）

2 過去に本事業の交付を受けた実施団体は、原則として交付年度を含む 3 カ年度を経過するまでの間は申請できないものとする。

（申請内容の審査及び通知）

第 4 条 推進会議は、前条申請があった時は、適否を審査し、適当と認めた場合には、申請者に認定通知書（様式第 2 号）を送付する。

（実績報告）

第 5 条 申請者は、事業が完了後すみやかに事業実績報告書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、推進会議に提出しなければならない。

- （1）位置図
- （2）事業実績図
- （3）その他必要と思われる書類（請求書等）

（現地確認調査）

第 6 条 推進会議は、前条の事業実績報告書の提出があったときは、当該報告書に基づき現地確認調査を行うものとする。

（看板設置等）

第 7 条 植栽場所に、推進会議の負担で、事業の内容等を記した看板を設置するものとし、実施団体においては、緑の募金及び緑化推進等に対する市民の理解が深まるように努めるものとする。

(その他の事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、緑の募金緑化事業の実施に関し必要な事項は、推進会議の審議を経て決定されるものとする。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成27年9月1日から適用する。